

浄化槽法の一部を改正する法律新旧対照表

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第一章 総則（第一条 第四条）</p> <p>第二章 浄化槽の設置（第五条 第七条の二）</p> <p>第三章 浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等（第八条 第十二条の二）</p> <p>第四章 浄化槽の型式の認定（第十三条 第二十条）</p> <p>第五章 浄化槽工事業に係る登録（第二十一条 第三十四条）</p> <p>第六章 浄化槽清掃業の許可（第三十五条 第四十一条）</p> <p>第七章 浄化槽設備士（第四十二条 第四十四条）</p> <p>第八章 浄化槽管理士（第四十五条 第四十七条）</p> <p>第九章 条例による浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度（第四十八条）</p> <p>第十章 雑則（第四十九条 第五十八条）</p> <p>第十一章 罰則（第五十九条 第六十八条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、<u>公共用水域等の水質の</u></p> | <p>第一章 総則（第一条 第四条）</p> <p>第二章 浄化槽の設置（第五条 第七条）</p> <p>第三章 浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃（第八条 第十二条）</p> <p>第四章 浄化槽の型式の認定（第十三条 第二十条）</p> <p>第五章 浄化槽工事業に係る登録（第二十一条 第三十四条）</p> <p>第六章 浄化槽清掃業の許可（第三十五条 第四十一条）</p> <p>第七章 浄化槽設備士（第四十二条 第四十四条）</p> <p>第八章 浄化槽管理士（第四十五条 第四十七条）</p> <p>第九章 条例による浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度（第四十八条）</p> <p>第十章 雑則（第四十九条 第五十八条）</p> <p>第十一章 罰則（第五十九条 第六十七条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、<u>浄化槽によるし尿等の</u></p> |

保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もつて生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(浄化槽に関する基準等)

第四条 環境大臣は、浄化槽から公共用水域等に放流される水の水质について、環境省令で、技術上の基準を定めなければならない。

2| 浄化槽の構造基準に関しては、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例で定めるところによる。

3 前項の構造基準は、これにより第一項の技術上の基準が確保されるものとして定められなければならない。

4~8 (略)

(設置等の届出、勧告及び変更命令)

第五条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。第七条第一項において同じ。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第五項、第七条第一項、第五章、第四十八条第四項及び第五十七条を除き、以下同じ。)及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない。ただし、当該浄化槽に関し、建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による建築

適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(浄化槽に関する基準等)

第四条

浄化槽の構造基準に関しては、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例で定めるところによる。

2~6 (略)

(設置等の届出、勧告及び変更命令)

第五条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。第七条において同じ。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第五項、第七条、第五章、第四十八条第四項及び第五十七条を除き、以下同じ。)及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない。ただし、当該浄化槽に関し、建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事の確認

主事の確認を申請すべきとき、又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。

2～5（略）

（設置後等の水質検査）

第七条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

2 指定検査機関は、前項の水質に関する検査を実施したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、環境省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

（設置後等の水質検査についての勧告及び命令等）

第七条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が前条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆

を申請すべきとき、又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。

2～5（略）

（設置後等の水質検査）

第七条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、その使用開始後六月を経過した日から二月間に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、環境大臣又は都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三章 浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等

(定期検査)

第十一条 (略)

2 第七条第二項の規定は、前項の水質に関する検査について準用する。

(廃止の届出)

第十一条の二 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(定期検査についての勧告及び命令等)

第十二条の二 都道府県知事は、第十一条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な

第三章 浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃

(定期検査)

第十一条 (略)

指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第十一条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告徴収、立入検査等)

第五十三条 (略)

一〇四 (略)

五 第十条第三項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士

六〇八 (略)

2 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

(報告徴収、立入検査等)

第五十三条 (略)

一〇四 (略)

五〇七 (略)

2 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項第一号又は第三号から第七号までに掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

3・4 (略)

(指定検査機関)

第五十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域において第七条第一項及び第十一条第一項の水質に関する検査の業務を行う者を指定する。

2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、環境省令で定める事項を当該都道府県の公報に公示しなければならない。

3 (略)

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〜九 (略)

十 第五十三条第一項(第七号又は第八号に係る部分を除く。)

十一 第五十三条第二項(同条第一項第七号又は第八号に掲げる者に係る部分を除く。以下この号において同じ。)

規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反

3・4 (略)

(指定検査機関)

第五十七条 環境大臣は、二以上の都道府県の区域において第七条及び第十一条の水質に関する検査の業務を行う者を、都道府県知事は、一の都道府県の区域において当該業務を行う者を指定する。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の指定をしたときは、環境省令で定める事項を、環境大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報に公示しなければならない。

3 (略)

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〜九 (略)

十 第五十三条第一項(第六号又は第七号に係る部分を除く。)

十一 第五十三条第二項(同条第一項第六号又は第七号に掲げる者に係る部分を除く。以下この号において同じ。)

規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反

行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員及び職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第五十三条第一項(第七号又は第八号に係る部分に限る。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第五十三条第二項(同条第一項第七号又は第八号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第二項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第六十六条の二 第七条の二第三項又は第十二条の二第三項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一〜四 (略)

第六十八条 第十一条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員及び職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第五十三条第一項(第六号又は第七号に係る部分に限る。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第五十三条第二項(同条第一項第六号又は第七号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第二項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十五万円以下の過料に処する。

一〜四 (略)